

①介護予防訪問介護相当サービス

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	算定単位	備考	
種類	項目					
A2	1111	訪問型独自サービス1 1	イ 訪問介護相当サービス費(1) 事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	1,176 単位	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービス1 1日割		日割の場合 ÷ 30.4日 39 単位	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービス1 2	ロ 訪問介護相当サービス費(2) 事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	2,349 単位	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービス1 2日割		日割の場合 ÷ 30.4日 77 単位	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービス1 3	ハ 訪問介護相当サービス費(3) 要支援2 (週2回を超える程度)	3,727 単位	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービス1 3日割		日割の場合 ÷ 30.4日 123 単位	1日につき	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 1	高齢者虐待防止措置未実施減算 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	12単位減算	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 1日割			日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 2		(2) 事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	23単位減算	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 2日割			日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 3		(3) 要支援2 (週2回を超える程度)	37単位減算	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 3日割		日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	1日につき	
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算1 1	業務継続計画未策定減算 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	12単位減算	1月につき
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算1 1日割			日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	1日につき
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算1 2		(2) 事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	23単位減算	1月につき
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算1 2日割			日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	1日につき
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算1 3		(3) 要支援2 (週2回を超える程度)	37単位減算	1月につき
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算1 3日割		日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	1日につき	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 事業所と同一建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 10% 減算	1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		所定単位数の 15% 減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		所定単位数の 12% 減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算	1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15% 加算	1日につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算	1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10% 加算	1日につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割		所定単位数の 5% 加算	1日につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ニ 初回加算	200 単位加算	1月につき	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ホ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ヘ 口腔連携強化加算	50 単位加算	1回につき	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 1	ト 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 270/1000 加算	1月につき 改定
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 2		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 287/1000 加算	新規
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 1		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 249/1000 加算	改定
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 2		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 266/1000 加算	新規
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 207/1000 加算	改定
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 170/1000 加算	改定

②生活援助型訪問サービス

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		算定単位	備考		
種類	項目							
A2	1121	訪問型独自サービス/211	イ 生活援助型訪問サービス費(週1回程度) 事業対象者・要支援1・2	1,000 単位	1月につき			
A2	2121	訪問型独自サービス/211日割		日割の場合 ÷ 30.4日 33 単位	1日につき			
A2	1221	訪問型独自サービス/212	ロ 生活援助型訪問サービス費(週2回程度) 事業対象者・要支援1・2	1,998 単位	1月につき			
A2	2221	訪問型独自サービス/212日割		日割の場合 ÷ 30.4日 66 単位	1日につき			
A2	1331	訪問型独自サービス/213	ハ 生活援助型訪問サービス費(週2回を超える程度) 要支援2	3,169 単位	1月につき			
A2	2331	訪問型独自サービス/213日割		日割の場合 ÷ 30.4日 104 単位	1日につき			
A2	C221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	10単位減算	1月につき	
A2	C230	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211日割			日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	1日につき		
A2	C222	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212		(2)事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	20単位減算	1月につき		
A2	C223	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212日割			日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	1日につき		
A2	C224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/213		(3)要支援2(週2回を超える程度)	32単位減算	1月につき		
A2	C225	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/213日割			日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	1日につき		
A2	D221	訪問型独自業務継続計画未策定減算/211	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	10単位減算	1月につき	
A2	D230	訪問型独自業務継続計画未策定減算/211日割			日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	1日につき		
A2	D222	訪問型独自業務継続計画未策定減算/212		(2)事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	20単位減算	1月につき		
A2	D223	訪問型独自業務継続計画未策定減算/212日割			日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	1日につき		
A2	D224	訪問型独自業務継続計画未策定減算/213		(3)要支援2(週2回を超える程度)	32単位減算	1月につき		
A2	D225	訪問型独自業務継続計画未策定減算/213日割			日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	1日につき		
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算/2	ニ 初回加算	170 単位 加算	1月につき			
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事務所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場	所定単位数の 10% 減算			
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算			
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ1	ホ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 270/1000 加算	1月につき	改定	
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ2		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 287/1000 加算		新規	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ1		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 249/1000 加算		改定	
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ2		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 266/1000 加算		新規	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 207/1000 加算		改定	
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 170/1000 加算		改定	